

議案第102号

米原市保健センター条例の一部を改正する条例について

米原市保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市内の保健センターを米原市保健センターに統合するため、この案を提出するものである。

米原市保健センター条例の一部を改正する条例

第1条 米原市保健センター条例（平成17年米原市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
米原市保健センター	米原市長岡1050番地1
米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目3番地

第6条から第14条までを削り、第15条を第6条とする。

別表を削る。

第2条 米原市保健センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中米原市米原保健センターの項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年5月6日から施行する。

（米原市山東健康福祉センター条例の廃止）

2 米原市山東健康福祉センター条例（平成17年米原市条例第94号）は、廃止する。

（米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

3 米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例（令和2年米原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 削除

（米原市民交流プラザ条例の一部改正）

4 米原市民交流プラザ条例（平成17年米原市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号および別表中「健康福祉センター」を「米原市保健センター」に改める。

米原市保健センター条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由														
<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 379 913 528"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市保健センター</td> <td>米原市長岡 1050 番地 1</td> </tr> <tr> <td>米原市米原保健センター</td> <td>米原市下多良三丁目 3 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1	米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地	<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="945 379 1729 576"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市伊吹保健センター</td> <td>米原市春照 56 番地</td> </tr> <tr> <td>米原市米原保健センター</td> <td>米原市下多良三丁目 3 番地</td> </tr> <tr> <td>米原市近江保健センター</td> <td>米原市顔戸 488 番地 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 米原市近江保健センター(以下「近江保健センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江保健センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 近江保健センターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第6条第1項の規定により近江保健センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減額または免除)</p>	名称	位置	米原市伊吹保健センター	米原市春照 56 番地	米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地	米原市近江保健センター	米原市顔戸 488 番地 3	<ul style="list-style-type: none"> ・伊吹および近江保健センターを廃止して米原市保健センターに統合する。 ・近江保健センターの利用に関する規定（第6条から第14条まで）の削除
名称	位置															
米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1															
米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地															
名称	位置															
米原市伊吹保健センター	米原市春照 56 番地															
米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地															
米原市近江保健センター	米原市顔戸 488 番地 3															

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

(1) 市(市の行政機関および市の附属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 利用しようとする日の前日までに利用の許可の取消しの申出があり、還付に相当する理由があると認めるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第11条 利用者は、利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、または利用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、または利用を停止し、もしくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、近江保健センターの利用が終わったとき、または前条の規定により許可を取り消され、もしくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 保健センターの施設、設備、備品等を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条関係)

施設名	室名	使用料
米原市近江保健センター	プレイルーム	100円
	調理室	100円

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

・条ずれ

・近江保健センターの使用料に関する規定の削除

米原市保健センター条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由										
<p>(名称および位置) 第2条 保健センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 379 913 480"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市保健センター</td> <td>米原市長岡 1050 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1	<p>(名称および位置) 第2条 保健センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="945 379 1727 528"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市保健センター</td> <td>米原市長岡 1050 番地 1</td> </tr> <tr> <td>米原市米原保健センター</td> <td>米原市下多良三丁目 3 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1	米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地	<ul style="list-style-type: none"> 米原保健センターを廃止して米原市保健センターに統合する。
名称	位置											
米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1											
名称	位置											
米原市保健センター	米原市長岡 1050 番地 1											
米原市米原保健センター	米原市下多良三丁目 3 番地											

米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（改正理由）（付則第3項関係）

改正後	現 行	改正理由
<p><u>第1条 削除</u></p>	<p>(米原市山東健康福祉センター条例の一部改正) <u>第1条 米原市山東健康福祉センター条例（平成17年米原市条例第94号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第2条を次のように改める。</u> <u>(施設)</u> <u>第2条 米原市山東健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）は、保健センターをもって構成する。</u> <u>第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。</u> <u>第5条および第6条を次のように改める。</u> <u>(休館日)</u> <u>第5条 健康福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 米原市保健センター条例の一部を改正する条例付則第2項で米原市山東健康福祉センター条例を廃止することに伴う改正

	<p>(1) <u>日曜日および土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u></p> <p>第 6 条 <u>削除</u></p> <p><u>第 8 条から第 10 条までを次のように改める。</u></p> <p><u>第 8 条から第 10 条まで 削除</u></p>	
--	---	--

米原市民交流プラザ条例新旧対照表（改正理由）（付則第 4 項関係）

改正後	現 行	改正理由																														
<p>(交流プラザの構成)</p> <p>第 2 条 米原市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>米原市保健センター</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>別表(第 12 条、第 18 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>室名等</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>米原市保健センター</td> <td>健康ルーム</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	室名等	使用料	略			米原市保健センター	健康ルーム	500 円		調理室	300 円	略			<p>(交流プラザの構成)</p> <p>第 2 条 米原市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>健康福祉センター</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>別表(第 12 条、第 18 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>室名等</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉センター</td> <td>健康ルーム</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	室名等	使用料	略			健康福祉センター	健康ルーム	500 円		調理室	300 円	略			<p>・健康福祉センターを米原市保健センターに変更することに伴う改正</p> <p>・健康福祉センターを米原市保健センターに変更することに伴う改正</p>
施設名	室名等	使用料																														
略																																
米原市保健センター	健康ルーム	500 円																														
	調理室	300 円																														
略																																
施設名	室名等	使用料																														
略																																
健康福祉センター	健康ルーム	500 円																														
	調理室	300 円																														
略																																